



広報

FUKAURA

ふかうら

No.379

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

「地区栄養教室」を 開催します

生活習慣病の予防・改善をするためには、よい食生活が大切です。食に関する講話と調理実習を行う教室を開催します。

地域の皆さんと一緒に、参加しませんか。

◆実施日・場所

【広戸】

1月22日(金) 10時～

広戸福祉センター

【轟木】

2月8日(月) 10時～

轟木多目的集落センター

◆申込方法

地域の保健協力員または、深浦町健康推進課へお申込みください。

◆参加時の注意

教室は、感染対策をいたうえて実施しますが、当日は自宅で検温し、37.5度以上の発熱や咳などの風邪症状がある場合は、参加をお控えください。また、マスクの着用をお願いします。

なお、今後の状況により、中止等の変更がある場合は、参加希望の皆様へ連絡します。

健康推進課

TEL 82-0288

家畜飼養者の皆様へ 定期報告のお願い

家畜伝染病予防法の規定により、家畜を飼養する者は、毎年、飼養状況を定期報告することが義務付けられています。

対象の家畜を飼養している方は、忘れずに報告してください。

◆対象の家畜

牛（肉用牛については個別の報告は不要です）、馬、豚、ヤギ、羊、いのしし、鹿、にわとり（青森シヤモロック、比内地鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、声良鶏、金八など含む）、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう

◆報告いただく内容

令和3年2月1日時点で飼養している家畜の種類及び頭羽数

◆報告方法
役場農林水産課にお越しいただき報告いただくか、電話にてご連絡ください。

◆報告期限

2月19日(金)

□報告・問合せ先

農林水産課 農業振興係

TEL 74-4411

働き方改革を 個別訪問で支援

労働基準監督署では「時間外労働の上限規制」や「年次有給休暇の取得義務化」などの働き方改革関連法の内容説明のほか、日頃の労務管理上の疑問の解決を目的とした個別支援を実施しています。労務調査とは異なりますので是非ご利用ください。

□申込先・問合せ先

五所川原労働基準監督署

労働時間相談・支援班

TEL 0173-3512309

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

◆交通事故等にあったとき

交通事故や暴力等、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ずお住まいの市町村へ届出してください。

また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

◆医療費通知について

国の税制改正により、平成30年1月1日から医療費通知を確定申告に活用できるようになりました。広域連合からお送りする医療費通知には自己負担相当分を記載していますので、確定申告時の医療費控除にもご活用いただけます。

なお、対象となる期間が令和2年1月診療分から令和2年12月診療分となることから、通知書がお手元に届くのは令和3年2月末頃となりますので、ご理解をお願いいたします。

◆かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう

「かかりつけ医」があると、体質や持病を理解した上で助言してくれたり、必要に応じて専門医を紹介してくれたりするので安心です。

また、「かかりつけ薬局」があると、薬歴（薬の服用記録）管理や飲み合わせによる副作用の防止、多剤処方による健康被害のリスク軽減など、健康管理をサポートしてくれます。

複数の「お薬手帳」は、1冊にまとめて管理しやすくしましょう。

□問合せ先

青森県後期高齢者医療広域連合
Tel 017-721-3821



農業用免税軽油使用者証・免税証の交付申請仮受付

令和3年4月から使用する農業用免税軽油使用者証・免税証の交付申請を次のとおり仮受付します。希望される方は必要書類を申請してください。

なお、令和3年度税制改正により免税軽油制度が継続されない場合は、免税証は交付できません。制度が継続された場合に、仮受付を行った方に免税証を4月上旬に交付する予定ですので、あらかじめご了承ください。

また、新型コロナウイルス感染症予防のため、マスク着用等のご協力をお願いします。

◆日時

1月4日（月）～1月29日（金）
9時～15時まで

◆場所

青森県五所川原合同庁舎
（警察署隣）
県税部内（五所川原市栄町10）

◆必要書類等

- ① 印鑑（認め印）
- ② 耕作証明書（各市町の農業委員会が発行したもの）
- ③ 免税軽油使用者証（初めて申請する方を除く）
- ④ 返信用郵便切手414円分
- ⑤ 使用機械の譲渡証明書
（初めて申請する方及び使用者証登録機械に追加のある方のみ）
- ⑥ 県証紙400円分
（初めて申請する方、使用者証の有効期限が切れる方、使用者証登録機械に変更のある方、使用者証を紛失した方）

その他、必要書類等に関する問合せは、次の連絡先までお電話ください。

□問合せ先

西北地域県民局 県税部課税課
Tel 0173-34-2111
（内線207）

冬の道路は危険がいっぱい。 津軽道の吹雪などの情報を配信

国土交通省青森河川国道事務所では、「津軽自動車道」をご利用されている方に対し、車の安全運転支援として冬期間の気象情報、吹雪による視界情報、通行止め開始や解除情報のメール配信を行っています。

メールアドレスがあれば、パソコン、携帯やスマートフォンで登録・利用料は無料で利用可能となっています。（メール受信にかかる受信料はご利用者の負担となります）

下記のアドレスかQRコードから登録いただけます。ご利用をお願いします。

どんな情報が見られるの？

- ◎気温、風速、路面状況を朝(6時)・夕(16時)の1日2回配信！
- ◎吹雪による視界情報を確認できます！
- ◎通行止め情報をリアルタイムで配信！

登録・
利用料
無料

メールアドレスがあれば、パソコン、携帯電話、スマートフォンで利用可能!!

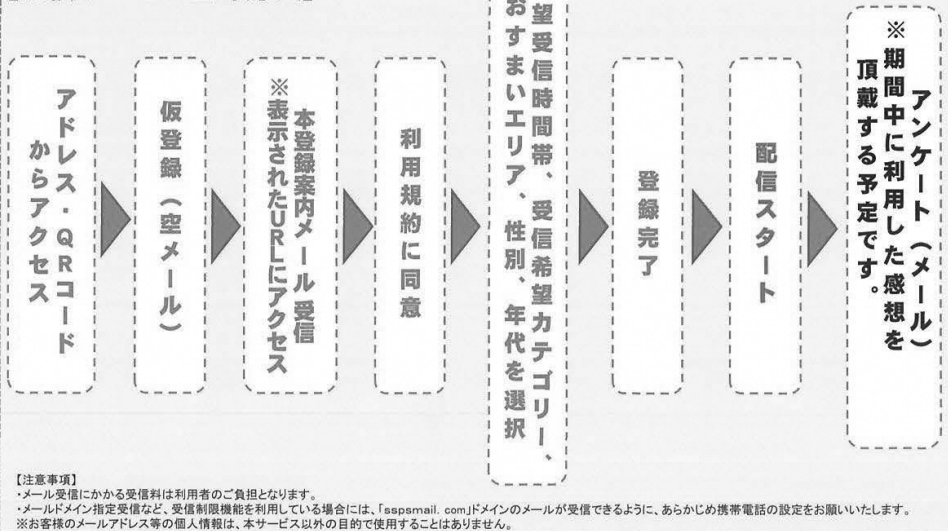
下記のアドレス・QRコードから登録いただけます。

<http://www.sspsmail.com/~aomoridoro/>



情報提供期間：令和2年12月21日（月）から令和3年3月中旬

【配信サービス登録方法】



【配信イメージ】

お問合せ 青森河川国道事務所道路管理第二課 ☎017-734-4574(直通)

令和3年度町県民税等の申告相談を行います

- 申告期間 2月8日（月）～3月15日（月）（土・日曜日・祭日は除く）
- 受付時間 9：00～16：00（11：30～13：00は休憩時間）
- 申告会場 会場及び申告相談日程表は別紙を参照してください

令和2年1月1日～令和2年12月31日の収入や所得控除等について申告してください。申告期間中は会場が混雑しますので、申告相談に必要な書類は、事前に整理・集計しておくとともに、その内容について答えることができる方が申告して下さるようお願いいたします。

なお、申告していないと、所得証明書などの交付や国民健康保険税、各種福祉関係の料金算定・軽減・支給などの判定ができない場合がありますので、申告が必要な方は必ず申告してください。

◆ 申告が必要な方（令和3年1月1日現在、深浦町に住所があり、次に該当する方）

- ①営業等、農業、不動産、譲渡、一時、配当などの収入があった方（**持続化給付金等**）
- ②給与所得者で、会社で年末調整していない方や、2か所以上の会社から給与を受けた方
- ③給与または公的年金等の収入があった方で、ほかにも収入があった方
- ④給与または公的年金等の収入があった方で、源泉徴収票に記載されていない生命保険料控除・社会保険料控除・扶養控除、または医療費控除や寄付金控除・雑損控除などを受けようとする方
- ⑤令和2年中に会社を退職した方
- ⑥遺族年金・障害年金受給者
- ⑦国民健康保険に加入している方
- ⑧公共事業（県や町等）や個人で土地等を売った方



帳簿や領収書などの整理をお願いします



◆ 申告が不要な方

- ①税務署に所得税の確定申告をした（する）方
- ②給与収入のみの方で、勤務先から町に給与支払報告書（年末調整済）が提出されていて、雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方
- ③公的年金等の収入のみの方で、年金支払者から町に公的年金支払報告書が提出されていて、雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方（遺族・障害年金受給者は申告が必要）

◆ 申告に必要な書類等

①マイナンバーカード

（※作成されていない方は通知カードと身元確認書類（運転免許証等）が必要です。）

- ②印鑑（認め印で可）
- ③給与所得者及び年金所得者は、源泉徴収票
- ④上記③以外の方は、所得金額の計算に必要な帳簿書類、領収書等（収入と支出がわかるもの）
- ⑤生命保険や地震保険に加入している方は、控除証明書
- ⑥国民健康保険等に加入している方は、領収書
- ⑦国民年金に加入している方は、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書または領収書
- ⑧医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書。セルフメディケーション税制の控除を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書と検診の領収書または結果通知表等。（どちらかを選択適用）
- ⑨障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳または療育手帳等
- ⑩マスク（会場内ではマスクの着用をお願いします）
- ⑪その他必要と思われる関係書類

※「持続化給付金」を受給されている方は、給付額が分かるもの（通帳等）及び支給決定通知書を持参してください。

※昨年の申告時にお渡しした利用者識別番号をお持ちの方は、利用者識別番号を持参してください。

※領収書の金額集計は申告者本人において事前に集計してください。

《申告に関する問合せ先》 税務課 税務係 Tel.74-2114（直通）

町県民税等申告相談日程

月	日	曜	対象地区	受付時間	場 所	
2 月	8	月	岩坂・柳田	9:00～ 11:30 13:00～ 16:00	大戸瀬支所 1階 会議室	
	9	火	北金1区・北金2区			
	10	水	北金3区・関			
	12	金	晴山・田野沢			
	15	月	《移動日》 申告システム機器の移動、設置のため申告受付はできません。			
	16	火	沢 辺	9:00～ 11:30 13:00～ 16:00	岩崎支所 1階 会議室	
	17	水	岩崎下・岩崎中			
	18	木	岩崎上			
	19	金	正 久			
	22	月	森山・大間越			
	24	水	松神・黒崎			
	25	木	《移動日》 申告システム機器の移動、設置のため申告受付はできません。			
	2月	26	金	風合瀬・長慶平	9:00～ 11:30 13:00～ 16:00	役場本庁 1階ロビー
	3 月	1	月	轟木・松原		
2		火	相野山・塩見崎			
3		水	広戸・東野			
4		木	横磯・舩作			
5		金	3区・4区			
8		月	6区・7区			
9		火	川原町・崎の町			
10		水	5区・12区			
11		木	<町内全地区>			
12		金	<町内全地区>			
15		月	<町内全地区>			

※当日の朝に風邪のような症状又は37.0度以上の熱がある場合は、他の日に申告していただくようお願いいたします。（申告会場内においても職員が来場者に検温いたしますので、ご理解とご協力方よろしくをお願いします）

※各会場とも開始直後が混雑しますので、可能な方は時間をずらしておいでくださるようお願いいたします。

□問合せ先

税務課 TEL 74-2114 <税務課直通 利用時間 平日8時15分～17時>

「認定こども園・保育所」利用のご案内 (令和3年4月以降の新規利用・継続利用)

令和3年4月から保育所等の利用を希望される方の受付を下記のとおり行います。すでに認定こども園または保育所を利用している方についても**現況届の提出が必要**となります。

1 手続きが必要な方

- ①令和3年4月から新たに、認定こども園や保育所の利用を希望される方
- ②すでに町内外の保育所などを利用している方で、4月以降も引き続き利用を希望される方

2 受付期間等

状況に応じて、必要な手続きの内容や受付場所が異なりますのでご注意願います。

①令和3年4月から新たに保育所等の利用を希望される方

役場福祉課、岩崎・大戸瀬支所、町内の保育施設で用紙を配付しています。

必要な手続き	受付期間	受付場所
<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定申請書兼保育利用申込書 ・児童の健康状況調査票 	1月12日(火)～2月15日(月) 8時30分～17時 ※土・日・祝日を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・役場福祉課子育て支援係 ・岩崎・大戸瀬支所 ・利用を希望する保育施設

②すでに町内の保育所などを利用している方で、4月以降も引き続き利用を希望される方

現在利用中の施設を通して必要書類を配付します。

必要な手続き	受付期間	受付場所
<ul style="list-style-type: none"> ・現況届 	1月12日(火)～2月15日(月) 8時30分～17時 ※土・日・祝日を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・役場福祉課子育て支援係 ・現在利用中の保育施設

※令和3年4月から新たに下のお子さんも利用を希望する場合は、上記①のとおり支給認定申請及び保育利用申込みが必要となります。

③すでに町外の保育所などを利用している方で、4月以降も引き続き利用を希望される方

保護者の方へ必要書類を郵送します。

必要な手続き	受付期間	受付場所
<ul style="list-style-type: none"> ・現況届 	1月12日(火)～2月5日(金) 8時30分～17時 ※土・日・祝日を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・役場福祉課子育て支援係 ・岩崎・大戸瀬支所

※令和3年4月から新たに下のお子さんも利用を希望する場合は、上記①のとおり支給認定申請及び保育利用申込みが必要となります。

3 提出書類、持ち物

①全員が必ず提出、持参する物

- (1) 子どものための教育・保育給付支給認定申請書（現況届）兼利用申込書…児童1人につき1枚
- (2) 父母及び入所を希望するお子さんの個人番号を申込書に記載し、申請者の身元が確認できるものの提示（マイナンバーカードや運転免許証・保険証など）

(3) 保育の必要性を証明する書類…父母各々1枚

保護者の状況（事由）	保育の必要性を証明する書類
会社員・公務員等 （勤務内定者も含む）	・勤務（内定）証明書 ※産休中または育休中の方も提出してください。また、復職後も再提出してください。
自営業従事者	・自営業申立書（以下の添付書類を提出した場合は、民生委員の証明は不要） ※添付書類：確定申告書若しくは、営業内容が分かる広告や名刺等
農業・漁業従事者	・農業・漁業申立書
内職従事者	・内職証明書（以下の添付書類を提出した場合は、民生委員の証明は不要） ※添付書類：内職の内容が分かる書類、請負契約書、納品書等
出産予定	・母子手帳のコピー ※保護者氏名・住所欄・出産予定日が分かるもの
保護者自身の疾病 親族等の介護、看護	・医師の診断書、障害手帳のコピー、介護申立書 ※本人または被看護者が保育できない状況、期間が分かるもの
学校・職業訓練等在学	・在学証明書や学生手帳等
求職者	・求職活動申立書

※以下の条件に該当する方のみ提出が必要な書類

ひとり親世帯	・戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・その他分かるもの ※上記のいずれか1点（コピー）
令和2年1月2日以降に 深浦町に転入された方	個人番号による情報連携により、市町村民課税（所得）証明書の提出が省略できるようになりました。しかし、自治体によっては税情報の内容を確認できない場合もありますので、追加でご提出を求める場合がありますので、予めご了承ください。

■管内保育施設一覧

保育施設名	住 所	電話番号	定 員(名)
めぐみ子ども園	関字栃沢84-9	76-2039	30(保育部分20)
認定こども園柳田保育園	柳田字築棒沢140	76-2123	45(保育部分40)
青い鳥保育園	深浦字中沢3-1	74-2737	20
えの木保育園	横磯字下岡崎89-5	74-3431	30
みよし保育園	追良瀬字塩見山平195-1	74-3951	20
みはる保育園	風合瀬字上砂子川158-7	76-3034	30
銀杏保育園	北金ヶ沢字塩見形30-9	76-2279	20
きらら保育園	正道尻字小磯110-23	77-2824	30

□問合せ先

福祉課 子育て支援係 TEL 74-2117

